

5. 取組を運営するためのヒント - 子どもたちに寄り添うための制度や施策の活用(1)

特定非営利活動法人ビーンズふくしま

岩手・宮城・福島の被災3県では、平成25年度まで「安心子ども基金」の活用によって被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう子どもの心のケア、遊び場確保等の取組が行われ、また「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用した、カウンセラーの学校への配置やスクールソーシャルワーカーの配置なども行われました。

しかしながら、支援が必要な地域があまりに広範囲にわたること、被災した自治体がマンパワー不足や、これまで行っていない事業を新たに始める余力がないことなどもあって、行政だけでは十分に事業や予算を活用できないという事態も見られました。

中には、NPO等民間も行政財源を活用して事業を実施する例も散見されましたが、事業活用までのハードルが高いこともあり、地域によって支援がある地域・ない地域の格差も見られています。

平成26年度より、安心子ども基金が終期を迎えたこともあり、「被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業」が新たに創設されることになり、子どもを持つ家庭等を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごす環境づくり事業が支援メニューとして新たに創設されることになりましたが、新たな事業になるのでこの支援メニューを活用しての取り組みの開始は遅れているようです。(福島県では10月を目途に開始できるよう準備中)。

さらに、平成27年度で、国が当初5年を目途にしていた集中復興期間が終了します。今回の被災の大きさもあり、生活再建や復興の見通しがまだまだ遠いというのが、現状ですが、集中復興期間終了後の事業の継続の展望の見通しや財源の確保についてはまだ何も決まっておられません。被災地の実情に合わせた十分な支援策を講じることが求められています。そのための政策提言をしていくということも大事な取り組みでしょう。

また、被災地に限らず、日本はOECD加盟国の中でも子どもの相対的貧困率が高い国となっており、格差の解消や貧困の再生産の防止のための取組が必要になっています。生活困窮者自立支援法に基づく支援メニューの中でも生活保護世帯の子どもを対象にした学習支援がモデル的に開始されているところもあるので、震災による貧困の防止という観点から、同事業の活用なども視野に入れておく必要があるでしょう。

5. 取組を運営するためのヒント - 子どもたちに寄り添うための制度や施策の活用(3)

特定非営利活動法人ビーンズふくしま

被災地域の子どもの居場所づくりに活用できる国の財政的支援と制度

事業名	概要	担当省庁	相談先/申請先	事業の対象地域・対象者等
緊急スクールカウンセラー等派遣事業	地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。	復興庁(文部科学省)	復興庁	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域
学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる学びの場づくりを推進し、地域住民の学習・交流の促進、子供たちの学びの環境の改善を図ることを通じて、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。	復興庁(文部科学省)	県又は市町村	被災地 ※岩手県、宮城県、福島県内を中心とする地域コミュニティの再生が必要な自治体
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	さまざまな形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するため、以下の取組に要する経費を補助。 (1)子ども健やか訪問事業 (2)仮設住宅に住む子どもが安心してすごすことができる環境づくり事業 (3)親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (4)遊具の設置や子育てイベントの開催 (5)児童福祉施設等での給食検査 (6)保育料等の減免に対する支援	厚生労働省	県又は市町村 ※各事業毎に定める事業者	岩手県、宮城県、福島県等 ※各事業毎に異なる

※1 被災地の子どもの居場所づくりに活用された実績のある事業メニューを抜粋しました。

※2 各省庁の予算の概算要求と政府の予算案作成、国会での審議によって、予算化の是非が決まるので、平成27年度に関してはまだ未定です。

※3 国の予算化されたものであっても、地方自治体の判断で事業メニューの活用がされない場合や、実施主体を地方自治体もしくは学校等の公的機関に限っているものもあるので、事業活用の可否については相談先によく相談する必要があります。